

東京都知事 殿

所在地 東京都新宿区△△1-2-3
商号又は名称 都庁不動産販売株式会社
代表者氏名 代表取締役 都庁 一郎
免許証番号 国土交通大臣（ 1 ）第 1 2 3 × × × 号
東京都 知事



業務内容証明書

当社は、下記の従事者に関し、担当する業務内容及び本書裏面（又は添付）の証明事項について証明します。

記

必ず代表者印を
押印してください。

1. 従事者氏名 東 京太郎
2. 従事者生年月日 平成2年7月1日
3. 従事者の担当する業務内容

所属 部署	賃貸仲介部	不動産販売部
業務 内容	<p>(1) 上記1の従事者が担当する主な業務： ※ 最も比重の大きいもの1つに☑ ☐ 売買（自ら売主、自ら買主） ☐ 売買仲介 ☐ 売買代理 ☒ 賃貸仲介 ☐ 賃貸代理</p> <p>(2) (1)の取扱物件： ※ 複数☑可 ☐ 一棟アパート、一棟マンション ☐ 一棟事務所ビル ☒ 区分所有建物（マンション） ☐ 区分所有建物（事務所等） ☒ 居住用戸建て ☐ 店舗、商業施設 ☐ 倉庫、工場 ☐ 宅地 ☐ その他（ ）</p> <p>(3) (1)の取扱エリア： （ 主に新宿区、渋谷区 ）</p> <p>(4) (1)の集客方法： ※ 複数☑可 ☒ 店頭 ☒ 自社サイト ☒ ポータルサイト ☐ REINS ☐ 既存顧客、紹介 ☐ 仲介業者 ☐ その他（ ）</p> <p>(5) (1)の成約件数： ※ 1件以上 約（ 240 ）件／年</p> <p>(6) (1)の業務の詳細（単に補助的な事務を除く）： ※ 複数☑可 ☒ 顧客の希望調査 ☐ 物件調査 ☒ 現地案内 ☒ 物件説明 ☒ 契約書作成 ☒ 契約締結 ☒ 引渡し ☐ その他（ ）</p>	<p>(1) 上記1の従事者が担当する主な業務： ※ 最も比重の大きいもの1つに☑ ☒ 売買（自ら売主、自ら買主） ☐ 売買仲介 ☐ 売買代理 ☐ 賃貸仲介 ☐ 賃貸代理</p> <p>(2) (1)の取扱物件： ※ 複数☑可 ☐ 一棟アパート、一棟マンション ☐ 一棟事務所ビル ☒ 区分所有建物（マンション） ☐ 区分所有建物（事務所等） ☒ 居住用戸建て ☐ 店舗、商業施設 ☐ 倉庫、工場 ☐ 宅地 ☐ その他（ ）</p> <p>(3) (1)の取扱エリア： （ 主に東京都、神奈川県 ）</p> <p>(4) (1)の集客方法： ※ 複数☑可 ☐ 店頭 ☒ 自社サイト ☐ ポータルサイト ☒ REINS ☐ 既存顧客、紹介 ☒ 仲介業者 ☐ その他（ ）</p> <p>(5) (1)の成約件数： ※ 1件以上 約（ 20 ）件／年</p> <p>(6) (1)の業務の詳細（単に補助的な事務を除く）： ※ 複数☑可 ☒ 顧客の希望調査 ☐ 物件調査 ☒ 現地案内 ☒ 物件説明 ☒ 契約書作成 ☒ 契約締結 ☒ 引渡し ☐ その他（ ）</p>
従事 期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ (1)から(6)に記載漏れがあるもの及び訂正があるものは、証明書として無効です。

【 証明事項 】

1. 従事者が「従事期間」欄に記載の期間において、宅地建物取引業者の通常の勤務時間に宅地建物取引業に従事していたことを証明します。

なお、従事者が他の仕事と兼務した期間（学生であった期間を含む）及び休職期間については算入していません。

2. 従事者が「従事期間」欄に記載の期間において、宅地建物取引業を主たる業務として行い、宅地建物取引業の取引実績があったことを証明します。

3. 従事者が「業務内容」欄に記載のとおり、顧客への説明、物件の調査等具体の取引に関する業務に従事したことを証明します。

なお、総務、財務等の一般管理部門等の顧客と直接の接触がない部門に所属した期間及び単に補助的な事務に従事した期間については算入していません。

宅地建物取引士の登録後に、本書面の内容が事実と相違していたことが判明した場合、当該宅地建物取引士は、宅地建物取引業法第 68 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、登録消除処分の対象となることを理解しています。